

府中市制施行70周年記念「70日間チャレンジウォーキング事業」
業務委託に関するプロポーザル募集要項

1 委託業務の概要

(1) 業務件名

府中市制施行70周年記念「70日間チャレンジウォーキング事業」業務委託

(2) 業務の目的

市制施行70周年を記念したウォーキングイベントを通じて、市民が健康増進意欲を向上するとともに、市内を巡ることで本市の歴史や魅力を再認識してもらうことを目的とします。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託内容（概要）

ア スマートフォン用ウォーキングアプリを活用したウォーキングイベント及びスマートフォンを利用しない市民も参加できるウォーキングイベントの実施

イ ウォーキングアプリの開発（既存アプリのカスタマイズを含む）及び保守とアプリの操作説明等の問い合わせ対応

ウ 事業参加者に対し、定められた期間内に到達した歩数をポイント化し、成果に応じた景品等の提供

※ 詳細については、別紙「70日間チャレンジウォーキング運營業務委託に伴う実施仕様書」、「70日間チャレンジウォーキング事業内スマートフォン用ウォーキングアプリ仕様書」、「70日間チャレンジウォーキング事業内実地イベント仕様書」のとおり

(5) 提案限度額（予定）

8,442,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案限度額は、本件委託業務の実施に係るすべての費用を含みます。また、契約については、令和6年度予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約しないこととし、市はその責任を負いません。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

(3) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項の規定による暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他を含め使用していないこと。また、法人の役員または使用人が、暴力団員との関与があると認められないこと。

3 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とします。参加申込のあった事業者の提案書を書面審査し、その結果、1事業者を受託候補者として選定します。

なお、事業者名や選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表します。

4 実施スケジュール

下記の期間等は府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を除くものとします。

項 目		日 程
参加 申 込	要項公表日の案内（広報・HP）	令和6年2月 1日（木）
	募集要項等の公表（HP）	令和6年2月 9日（金）
	質問の受付（募集要項に関して）	令和6年2月 9日（金）から 令和6年2月19日（月）午後5時まで
	質問への回答（電子メール、HP）	令和6年2月21日（水）予定
	募集要項の配布期間及び 参加申込に係る書類の提出期間	令和6年2月 9日（金）から 令和6年2月26日（月）午後5時まで
受 注 者 決 定	参加申込に係る審査結果通知、 業務提案書に係る書類の提出依頼	令和6年3月 4日（月）
	質問の受付（業務提案書に関して）	令和6年3月 4日（月）から 令和6年3月 8日（金）午後5時まで
	質問への回答（電子メール）	令和6年3月13日（水）
	業務提案書に係る書類の提出期限	令和6年3月19日（火）午後5時まで
	選定委員会（業務提案書の審査）	令和6年3月下旬
	審査結果通知	令和6年4月上旬
	受注者の公表	令和6年5月 1日（水）

※受注者決定に係る日程は変更する場合があります。

5 募集要項の配布

(1) 配布方法

ア 市ホームページよりダウンロード

イ 府中市福祉保健部健康推進課（保健センター3階）での直接配布

※直接配布は平日の午前9時から午後5時までとし、来庁日時については事務局（府中市福祉保健部健康推進課成人保健係）に事前予約をすること。

(2) 配布期間

令和6年2月9日（金）～26日（月）（平日のみ）

(3) 質問の受付及び回答について（※募集要項に関する質問）

ア 受付期間 令和6年2月9日（金）から2月19日（月）午後5時まで

イ 質問方法 別紙「質問書」を使用し、事務局への電子メールでのみ受付を行います（メールアドレスは当要項最終ページに記載）。なお、送信した際は、

事務局に電話し到着確認をすること。

ウ 回答方法 令和6年2月21日（水）（予定）までに、電子メールにより質問のあった全事業者に回答を送付するとともに、市のホームページに掲載します。

6 参加申込に係る書類について

(1) 提出書類

ア 参加申込書（別紙様式第3-1号） 1部

イ 70日間チャレンジウォーキング事業運営業務委託の事業者選定に係る調査票 1部

ウ 財務諸表（正本、直前決算のもの） 1部

エ 応募事業者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（正本、発行後3か月以内のもの） 1部

オ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（正本、直前のもの） 1部

カ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（正本、直前のもの） 1部

キ 過去に同種・類似事業の実績がある場合の実績（過去5年分） 1部

ク 会社のパンフレット（作成してなければ提出前に事務局に相談すること） 2部

※ア～クの全てについて、PDFファイル等の電子データを併せて提出すること。

(2) 提出期間 令和6年2月9日（金）から2月26日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 書面については、事務局（府中市保健センター3階）へ持参する。受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、提出日時について事務局に事前予約をすること。電子データについては、上記した事前予約時に、事務局より指示を受けること（特定のファイル転送システムまたは電子メールを利用予定）。

7 業務提案に係る書類について

(1) 提出書類

ア 業務提案書／【会社名記載】正本1部、副本4部 【会社名なし】副本6部
ただし、次の条件を満たすよう作成すること。

(ア) 表紙、目次などを含め20ページ以内とし、A4判用紙に両面印刷し、簡易製本する。また、文字サイズは12ptを標準とします。

(イ) 正本1部と副本4部には社名を記載し、副本6部は提案書から提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。

(ウ) 提案書の様式については任意とします。

イ 見積書／【会社名記載】正本1部、副本4部 【会社名なし】副本6部
ただし、次の条件を満たすよう作成すること。

(ア) 見積書には作業項目ごとの費用及び積算根拠を示した内訳書も添付すること。

(イ) 見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。

(ウ) 見積額は、一切の経費を含むものとします。

※ア、イのどちらについても、PDFファイル等の電子データを併せて提出すること。

- (2) 提出期間 令和6年3月4日（月）から3月19日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法 書面については、事務局（府中市保健センター3階）へ持参すること。
 受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、提出日時について事務局に事前予約をすること。電子データについては、上記した事前予約時に、事務局より指示を受けること（特定のファイル転送システムまたは電子メールを利用予定）。
- (4) 質問の受付及び回答について（※業務提案に関する質問）
- ア 受付期間 令和6年3月4日（月）から3月8日（金）午後5時まで
- イ 質問方法 別紙「質問書」を使用し、事務局への電子メールでのみ受付を行います。送信した際は、事務局に電話し、到着確認をすること。
- ウ 回答方法 令和6年3月13日（水）（予定）までに、電子メールにより、業務提案書の提出依頼をした全事業者に回答を送付します。

8 受注候補者の決定方法及び通知について

- (1) 受注候補者の決定 受注候補者は、選定委員会が行った書面審査の審査結果に基づき決定します。
- (2) 審査
- ・審査は、事前調査票及び提案書に記載された内容などの書面審査で判断します。
 - ・選定委員6名に各80点の持ち点があり、合計点数が一番高い提案を受注候補とします。
 - ・提案の合計点数が240点を下回る場合は、再度、全事業者に業務提案書の提出を依頼し、審査するものとします。

評価項目	番号	評価の視点
業務の理解度	1	市の指定事項を盛り込んであり、市制施行70周年記念事業に相応した提案であるか
	2	委託受注にあたっての人員等実施体制が十分であるか
提案内容の実現性 （業務実績）	3	ウォーキングに関し、スマートフォンアプリを活用したイベントの実施実績が十分か
	4	景品授与等を含めて円滑で確実な運営が行えるか
リスク管理や問題 への対応	5	利用登録する市民の個人情報の保護体制が十分であるか
	6	アプリのサポートセンター設置等によるフォロー・クレームへの対応や、イベント開催中の緊急事態への対応ができる体制があるか
コスト	7	提案内容が具体的で、見積金額が妥当か
提案内容の魅力	8	市指定事項以外の提案について、内容に独自性や創造性があるか
	9	市民の市への愛着意欲の増進や市民の健康増進の向上につながる提案であるか
	10	事業への市民の参加意欲を高める工夫があったか

- (3) 選定委員会（提案書の審査）の日程 令和6年3月下旬予定

(4) 選定結果の通知

選定の結果については、全事業者に通知します。なお、非選定または提案書不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面により非選定または提案書不採用の理由についての説明を求めることができます。非選定または提案書不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に書面により回答します。

(5) 審査結果通知の日程 令和6年4月上旬予定

9 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合には、いかなる場合であっても参加できません。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めません。
- (3) 参加申込書、提案書の作成及び提出にかかる費用は参加申込者の負担とします。
- (4) 本提案に係る提出物については返却しません。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しません。なお、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があります。そのため、提出された提案書等については、開示若しくは公開請求のある時は、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、府中市情報公開条例に基づき公開の対象とします。
- (6) 電子メール遅延等の通信事故について、本市はいかなる責任も負いません。
- (7) 提案者の企画提案内容により、協議のうえで仕様書の変更を行うことがあります。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効にするとともに、府中市業務指名停止基準により、指名停止措置を行う場合があります。
 - ア 参加申込書、提案書、見積書、添付資料及びその他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
 - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - ウ 提案者が、選定に先立って、選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されたとき。
 - エ 府中市業務指名停止基準に該当する事由があったとき。
 - オ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる責務を履行しなかったとき。
- (9) 感染症、災害等の状況により、内容を変更または中止とする場合があります。

10 問合せ先・事務局

〒183-0055 東京都府中市府中町2丁目25番地

府中市 福祉保健部 健康推進課 成人保健係 【担当】 小山・高木・古谷・松村

電話：042-368-6511 (直通)

FAX：042-334-5549

E-mail：iryoc02@city.fuchu.tokyo.jp